

(要領様式第6号)

## 事業計画書に対する知事意見書

3長地環第5-4号  
令和4年(2022年)9月14日

岡田産業株式会社  
代表取締役 岡田 勇 様

長野県長野地域振興局長

令和4年6月14日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画書

廃棄物の処理施設の設置の場所	須坂市大字八町字戸谷1282番7	
廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設 ・施行令第7条第8項の2に規定する木くずの破碎施設	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず、伐採材、剪定枝類	
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	120 t / 日 (15 t / h : 8時間稼働)	
変更の概要	新	旧

### 2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。